

最後のご案内です！

新生児を対象とした 新生児子育て世帯応援給付金

コロナ禍に加え、物価高騰等の影響で様々な不安がある中、新生児の子育てをスタートさせる世帯の家計を応援するため、新生児一人当たり5万円の応援給付金を支給しています。

- 給付額** 児童一人当たり **5万円**
- 申請期限** 令和5年**4月30日(日)**まで(当日消印有効)
- 対象児童** 令和4年4月1日～令和5年3月31日までに出生した子
- 申請・受給対象者** 対象児を養育し同居している父母等で、申請日において本市に住民登録のある方
※令和5年4月1日以降の出生者・転入者は対象外となります。あらかじめご了承ください。
- 申請方法** ※必要書類等の詳細については、市ホームページでご確認いただくか、お電話でお問合せください。



詳細はこちら

【お問合せ】 子育て世代包括支援センター 包括支援係 ☎923-7624

市立幼稚園・保育所が認定こども園に移行しました。

4月1日より、下記の市立幼稚園、市立保育所が認定こども園に移行しております。

市立あけなこども園の法人運営移行について

市立あけなこども園について、令和6年度より保育サービスの拡充や保育環境の向上を図るため、地域の社会福祉法人等が運営する「公私連携型認定こども園」へ移行します。運営する社会福祉法人等は令和5年度中に決定する予定です。



詳細はこちら

| 移行前 | 移行後 |
|---------------|----------------------------------|
| 赤道幼稚園 | 市立赤道こども園 |
| 与那城幼稚園 | 市立与那城こども園 |
| 高江洲幼稚園 | 高江洲こども園 (運営:社会福祉法人わかめ福祉会) |
| 具志川幼稚園 | 具志川こども園 (運営:社会福祉法人みのり福祉会) |
| 南原幼稚園・きむたか保育所 | まこときむたかこども園 (運営:社会福祉法人まこと鳴滝会) |

【お問合せ】 子育て世代包括支援センター 包括支援係 ☎923-7624

福祉と医療の杜 うるまこどもステーションとは？

きゃんひだまりひろば福祉棟・きゃんメディカルプラザ医療棟・兼原こども園の総称です。

発達に特性のある子どもの支援と、地域医療の中核としての役割を目指し、「福祉」と「医療」が連携した事業の展開をしていきます。



きゃんひだまりひろば【福祉棟】

- 子育て支援センターあすいろ
- きゃん児童館
- 親子通園ほかぼか



きゃんメディカルプラザ【医療棟】

- 発達クリニックCan(児童精神科)
- いしはらクリニック(脳神経外科、内科、外科、放射線科)
- さくもと内科クリニック(消化器(胃腸)内科、内科)
- つがやす歯科・こども歯科(5月開院予定)
- ハート薬局 きゃん店



認定こども園

- 兼原こども園

【お問合せ】
子育て支援課
☎923-7108

「わくわく」こどもだより

妊婦・子育て世帯に対する うるま市出産・子育て応援給付金

うるま市にお住いの妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ併走型相談支援の充実を図るとともに、経済的負担軽減を図る「うるま市出産応援給付金」および「うるま市子育て応援給付金」を令和5年3月1日より開始しました。

うるま市出産応援給付金

- 対象者** ①令和4年4月1日～令和5年2月28日までに妊娠届を提出した方(遡及して支給します。)
②令和5年3月1日以降に妊娠届を提出する方
※流産・死産等で出産に至らなかった方も対象となります。
- 給付額** 妊婦1回につき **5万円**
- 申請期間** ① **令和5年8月31日(木)まで**(役所必着)
② **妊娠中**

うるま市子育て応援給付金

- 対象児童** ①令和4年4月1日～令和5年2月28日までに出生した児童の養育者(遡及して支給します。)
②令和5年3月1日以降に出生届けを提出する児童の養育者
※養育者に産婦(母親)が含まれる場合は、産婦(母親)が対象となります。
- 給付額** 児童1人あたり **5万円**
- 申請期間** ① **令和5年8月31日(木)まで**(役所必着)
② **出生届後～生後4か月まで**

- 申請方法** 子育て世代包括支援センターへ郵送または窓口へ提出。
※申請方法等の詳細は市ホームページをご確認ください。



出産応援給付金



子育て応援給付金

【お問合せ】 子育て世代包括支援センター 包括支援係 ☎923-7609

令和5年度 児童扶養手当および特別児童扶養手当額について

「児童扶養手当額」および「特別児童扶養手当額」については、毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて手当額の改定を実施する物価スライド制がとられています。令和4年全国消費者物価指数の物価変動率が前年比+2.5%であったことに伴い、手当額(月額)が変更されます。



児童扶養手当

| 児童扶養手当 | | 令和4年度(月額) | 令和5年度(月額) |
|------------|------|----------------|----------------|
| <本体額> | 全部支給 | 43,070円 | 44,140円 |
| | 一部支給 | 43,060～10,160円 | 44,130～10,410円 |
| <第2子加算額> | 全部支給 | 10,170円 | 10,420円 |
| | 一部支給 | 10,160円～5,090円 | 10,410円～5,210円 |
| <第3子以降加算額> | 全部支給 | 6,100円 | 6,250円 |
| | 一部支給 | 6,090円～3,050円 | 6,240円～3,130円 |

特別児童扶養手当

| 特別児童扶養手当 | 令和4年度(月額) | 令和5年度(月額) |
|----------|-----------|-----------|
| 1級 | 52,400円 | 53,700円 |
| 2級 | 34,900円 | 35,760円 |

【お問合せ】 子育て世代包括支援センター ひとり親支援係 ☎973-4983